

随意契約理由

令和6年(2024年)8月1日

契約担当課名	教育委員会事務局学び育ち支援課
発注担当課名	教育委員会事務局学び育ち支援課
契約名称	豊中市放課後こどもクラブ運営業務(新田・東泉丘)
契約内容	豊中市立新田小学校及び東泉丘小学校放課後こどもクラブ運営業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和6年(2024年)8月1日から 令和10年(2028年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	株式会社ポピンズエデュケア 東京都渋谷区広尾5丁目6番6号
契約金額	371,091,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>豊中市放課後こどもクラブ運営業務の受託候補者選定に係る公募型プロポーザルにおいて、株式会社ポピンズエデュケアが優先交渉権者として選定され、交渉の結果、契約の相手方として確定したため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するもの。</p> <p>選定理由 安定して配置可能な人員体制とそれを支える労働環境や研修体制が構築されており、児童の安全や人権に対する高い意識が反映された提案内容であったこと、またクラブで過ごす時間が充実したものとなるような付加的な提案もあったことから、受託候補者としてふさわしいと判断したため。</p>